

平成 26 年 4 月 7 日

建築行政担当者殿

日本建築行政会議『基準総則』（2013 年度版）  
「車両を利用した工作物」について

一般社団法人日本トレーラーハウス協会  
代表理事 大原 邦彦



毎日のご公務大変お疲れ様です。

昨年改訂された日本建築行政会議の『建築確認のための基準総則』の「車両を利用した工作物」について、解りにくい部分を解説いたします。

追加された部分

○トレーラーハウス等が適法に公道を移動できないもの→建築物に該当

- ・ **臨時運行許可(仮ナンバー)や特殊車両通行許可等を受けたことだけでは、「随時かつ任意に移動できるもの」との判断はできない。**

トレーラーハウスが法律（道路運送車両法）を守って公道を走行するには

- ・ 保安基準第二条の制限以内のもの→車検取得が条件
- ・ 保安基準第二条の制限を超えたもの→運輸局で基準緩和の認定を受け道路局等で特殊車両通行許可を取得しなければならない。

トレーラーハウスには保安基準第二条の制限を超えているものが多く、過去に違法業者が運輸局で車両と認定されない為、車検証を似せて特殊車両通行許可を取得した例があったことで、特殊車両通行許可だけでは「随時かつ任意に移動できるもの」との判断はできない、の表記になってしまいました。

「車両を利用した工作物」の車両の解釈として、ただタイヤが付いているだけではなく、現行法による車両でなければなりません。

**トレーラーハウスには下記の二種類がございます。**

保安基準第二条の制限以内のトレーラーハウス→**車検証**を確認して下さい。

保安基準第二条の制限を超えたトレーラーハウス→**基準緩和認定書**（運輸局が車両として認定したもの）・**特殊車両通行許可証**の二点を確認してください。

建築行政ご担当者様にはご面倒でも、建築物に当たらないトレーラーハウスの相談があった場合には、上記書類が必要であるとのお伝えして頂き、設置後の視察等の際には車検証もしくは基準緩和認定書と特殊車両通行許可証の確認をご面倒でもお願い致します。

尚設置後の検査等については、行政の皆様からご相談があれば協会でも実施することも可能です。建築物に当たらないトレーラーハウスの取り扱いについては、建築行政ご担当者様の業務の範囲を超えていることは重々承知をしておりますが、何卒法律に基づいたトレーラーハウスの運搬設置にご協力をお願い致します。